平成 2017 年度の事業計画書 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人おおいた成年後見権利擁護支援センター

事業の計画に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(1) 17 AE 2F F	5771日勤に尿る事未			1
		(A)当該事業の		
事業名		実施日時	(D) 受益対象	事業費の金
(定款に記載	具体的な事業内容	(B) 当該事業の	者の範囲	額(単位:千
した事業)		実施場所	(E)人数	円)
		(C)従事者の人数		
① 権利擁護	バトンカフェ	(A) 毎月第2	(D)地域の子	500
支援事業	権利擁護についての	日曜日	どもや独	
	啓発活動を行う。	(B) 臼杵商工会議	居・高齢	
	講師2名(各20分程度)	所1階ロビー	者世帯の	
	カレーランチ	(C)5~10名	方々	
			(E)30名	
	バトンゼミナール	(A) 奇数月に週1	(D)市民後見	200
	○事例検討会	回開催(5月	人・専門	
	一般市民や市民後見人とし	より実施)	職・民生	
	てまた専門職として、活動	(B) 市浜コミュニ	委員やボ	
	するために必要な知識と、	ティーセン	ランティ	
	権利擁護のために知って	ター他	アスタッ	
	おくべき制度について勉	(C)3名	フ	
	強会の開催		(E)10名	
	バトン図書館	(A) 随時受付	(D)地域の子	
	子どもたちに、学ぶ機会を提	(B)バトン事務所	どもたち	
	供するために、本の寄付を	内	(E)不特定多	
	募り貸し出す。読書の量に	(C)2名	数	
	よりご褒美を上げて学ぶ			
	習慣をつけてもらう。			
	バトン見守り隊事業	(A)申込者と契約	(D)地域の子	150
	バトンゼミナール・バトン市	(B)バトン事務所	どもや知	
	民後見人養成講座修了者	又は訪問	的や精神	
	が、支援として見守り支援	(C)35名	疾患のあ	
	が必要な方のお手伝いを		る独居・	
	します。		高齢者世	
			帯の方々	
			(E)10名	
	バトン市民後見人養成講座	(A)H30年7月22	(D) 大分県内	1, 500
	家庭裁判所から選任された	日~12月25	の地域住	
	ときの身上保護担当の法	日(16 日間 60	民	
	人内支援員(市民後見人)	時間開催)	(E)10名	
	の養成。	(B) 津久見市市民		

[
		ふれあい交流		
		センター・津		
		久見市市民会		
		館		
		(C)3名		
	権利擁護支援実践協議会	(A)年4回から6	(D) 大分県内	
		回開催	の地域住	
		(B)津久見市市民	民・専門	
		ふれあい交流	職・行政	
		センター・当	職員他	
		事務所	(E)10名	
		(C)3名		
	バトン講師派遣事業	(A)依頼を受けて	(D)大分県内	
		実施	の地域住	
		(B)依頼場所	民	
		(c)10名	(E) 未定	
	バトン総合相談	(A)月曜日~金曜	(D)大分県内	
	(随時何でも相談)	日まで(9 時~	の地域住	
		17 時まで)	民	
		(B) 当法人事務所	(E)未定	
		又は訪問		
		(C)2名		
	成年後見・労務・社会保険に	A) 毎月第4水曜日	(D) 大分県内	377
	関する相談(津久見市社	開催	地域住民	
	協)	(B)津久見市市民	(E)未定	
		ふれあい交流		
		センター		
		(C)2名		
② 成年後見		(A)月2回被後見	(D) 大分県内	2,000
事業		人の訪問と法	地域住民	
		人内支援員	(家庭裁判所	
		(市民後見人	より選	
		のバックアッ	任)	
		プ支援・被後	(E)未定	
		見人の金銭管		
		理)		
				İ
		(B) 当事務所又は		
		(B) 当事務所又は 訪問		

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。